

十八 O A 又はそ の塩	P F	五 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
十九 H x S 若し くはその異 性体又はこ れらの塩	P F	六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり
敷物		一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
		二 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした生地
		三 洗浄剤
		四 半導体の製造に使用する反射防止剤
		五 塗料及びワニス接着剤及びシーリング用の充填料
		六 はつ水剤及びはつ油剤
		七 接着剤及びシーリング用の充填料
		八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		九 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
		十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
		十二 床用ワッカス
		十三 業務用写真フィルム
		十四 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
		十五 二金属の加工に使用するエッチング剤
		十六 半導体の製造に使用するエッチング剤
		十七 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤
		十八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		十九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
		二十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
ない者	金額	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則
	電子申請における場合に おける金額	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
						第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者
						万六百	千七百円	千七百	二百円
						円	円	千七百	三百円
						四万六	三万九千九	七百	百円
						円	円	七百	二百円
						一千七百	一千七百	七百	一百円

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則
	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
					第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者	第五項の許可を受けようとする者
					万六百	千七百円	千七百	二百円	三百円
					円	円	千七百	七百	一百円
					四万六	三万九千九	七百	一百円	二百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					一千七百	一千七百	七百	一百円	二百円

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則
	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
					第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者	第五項の許可を受けようとする者
					万六百	千七百円	千七百	二百円	三百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					四万六	三万九千九	七百	一百円	二百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					一千七百	一千七百	七百	一百円	二百円

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則
	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
					第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者	第五項の許可を受けようとする者
					万六百	千七百円	千七百	二百円	三百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					四万六	三万九千九	七百	一百円	二百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					一千七百	一千七百	七百	一百円	二百円

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則
	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
					第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者	第五項の許可を受けようとする者
					万六百	千七百円	千七百	二百円	三百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					四万六	三万九千九	七百	一百円	二百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					一千七百	一千七百	七百	一百円	二百円

（手数料）	第一種特定化学物質	第二種特定化学物質	第三種特定化学物質	第四種特定化学物質	第五種特定化学物質	第六種特定化学物質	第七種特定化学物質	第八種特定化学物質	第九種特定化学物質
	厚生労働大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	環境大臣	附 則	附 則	附 則	附 則	附 則
	薬事審議会	化学物質審議会	中央環境審議会		（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）
					第一項の許可を受けようとする者	第二項の許可を受けようとする者	第三項の許可を受けようとする者	第四項の許可を受けようとする者	第五項の許可を受けようとする者
					万六百	千七百円	千七百	二百円	三百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					四万六	三万九千九	七百	一百円	二百円
					円	円	七百	二百円	三百円
					一千七百	一千七百	七百	一百円	二百円

附則（平成二年九月一二日政令第二五 九号）	（施行期日）	1 （経過措置） この政令は、公布の日から施行する。
附則（平成三年三月二十五日政令第四九 号）	（施行期日）	2 第一条の二の改正規定の施行前にした行為に 対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。
附則（平成六年三月二十四日政令第七七 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成六年四月一日から施行す る。
附則（平成九年三月二十四日政令第六七 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成九年四月一日から施行す る。
附則（平成一七年四月一日政令第一三 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す る。
附則（平成一九年一〇月三一日政令第 三三二号）	（施行期日）	1 この政令は、平成十九年十一月十日から施行 する。ただし、第三条の改正規定は、平成二十 年五月一日から施行する。
附則（平成二一年一〇月三〇日政令第 二五六号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
附則（令和五年二月一日政令第三四 号）	（施行期日）	1 第三条の表に次のように加える改正規定 平 成二十二年五月一日
附則（令和三年四月二一日政令第一四 号）	（施行期日）	1 第三条の次に二条を加える改正規定（第三条 の三に係る部分に限る。）、附則第三項の改正規 定及び附則第四項を削る改正規定 平成二十二 年五月一日
附則（平成二一年一二月二七日政令第 五四二号）	（施行期日）	1 この政令は、平成十三年一月六日から施行す る。ただし、第三条の改正規定は、平成十三年 七月一日から施行する。
附則（平成一四年九月四日政令第二八 号）	（施行期日）	1 この政令は、公布の日から施行する。ただし し、第二条の改正規定は、平成十四年十一月一 日から施行する。
附則（平成一五年一月十五日政令第五 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成十五年三月十五日から施行 する。
附則（平成一五年九月一九日政令第四 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行 する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月 一日から施行する。
附則（平成二八年三月二一日政令第五 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十六年五月一日から施行 する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月 一日から施行する。
附則（平成二六年三月一九日政令第六 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行 する。
附則（平成二一年一〇月三〇日政令第 二五七号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行 する。
附則（平成二六年三月一九日政令第六 号）	（施行期日）	1 この政令は、平成二十六年五月一日から施行 する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月 一日から施行する。
附則（平成二八年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 この政令は、令和六年四月一日から施行す る。
附則（令和六年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 この政令は、令和六年四月一日から施行す る。
附則（令和六年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大 臣は、この政令の施行の日前において、この 政令による改正後の化学物質の審査及び製造等 の規制に関する法律施行令（次条において「新 令」という。）第一条第三十五号への厚生労働 省令、経済産業省令、環境省令の制定又は改正 の立案のために、同条第二項に規定する審議会 等の意見を聴くことができる。
附則（令和六年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 新令第一条第三十五号イ又はロに掲げる 第一種特定化学物質（化学物質の審査及び製造 等の規制に関する法律（以下この条及び次条に おいて「法」という。）第二条第二項に規定す る第一種特定化学物質をいう。）の製造に係る者 法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、 この政令の施行の日前においても、当該許 可の申請を行なうことができる。
附則（令和六年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 経済産業大臣は、前条の規定による申請 があつた場合には、この政令の施行の日前にお いても、法第十七条第一項の許可をすることが できる。この場合において、当該許可は、同日 にその効力を生ずる。
附則（平成二八年三月二九日政令第一〇 号）	（施行期日）	1 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の 日からこの政令の施行の日の前日までの間にお ける

ける同号に掲げる改正規定による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第三十四条の規定の適用については、同号中「PFOA」であるのは「PFOA。以下「PFOA」という。」と、「限る。次号において同じ」とあるのは「限る」と、「塩（以下「PFOA若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）とあるのは「塩」とする。